

倉敷市玉島中部高齢者支援センター 運営規程

(目的)

第1条 この規程は、適切な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、倉敷市玉島中部高齢者支援センターを中核とした地域包括ケア及び介護予防を推進し、よって地域で暮らす高齢者が自立した生活を営めるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第2条 高齢者が要介護状態になることをできる限り防ぎ、また要介護状態になっても状態がそれ以上に悪化しないようにするために、生活上の様々な課題を抱える高齢者に対して適切な支援を行い、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように配慮して行うものとする。

2 利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき適切な介護予防に関する事業やサービスを多様な事業者や倉敷市との連携により、総合的かつ効果的に提供するように配慮し努めるものとする。

3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者等に不当に偏することのないよう、公正、中立に行うものとする。

(名称)

第3条 この事業を行う事業者の名称は、倉敷市玉島中部高齢者支援センター(介護予防支援事業所) (以下「センター」という。)

(所在地)

第4条 センターは、岡山県倉敷市玉島中央町1-4-8に置く。

(実施主体)

第5条 事業の実施主体は、倉敷市から包括支援事業の実施の委託を受けた、医療法人 社団 新風会とする。

(職員の職種、員数及び職務内容)

第6条 職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

(1) 職種、員数

保健師、看護師	1名以上
社会福祉士	1名以上
主任介護支援専門員	1名以上

(2) 職務内容

地域包括ケアの提供のために、支援センターの4業務(総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援及び介護予防ケアマネジメント)に対してセンター内全職員が一丸となって、高齢者に対して情報の共有や相互の助言等を通じ、各専門職が支援の目標に向かって連携して対応する、包括的に高齢者を支えるというチームアプローチを実行する。

(3) チームアプローチを実行するために以下の4点に留意する。

- ① 各業務の趣旨及び内容、進め方に関する理解
- ② 高齢者に関する情報の共有化
- ③ 高齢者に対する責任体制の明確化
- ④ 各専門職の連携の「場」づくり

(営業日)

第7条 センターの営業日は、月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、年末年始(12月30日から1月3日)、6月1日、8月15日を除く。

(営業時間)

第8条 営業時間は、午前9時から午後6時までとする。ただし、緊急相談等にあつては24時間の対応とする。

(介護予防ケアマネジメントの提供方法)

第9条 センター職員は、身分を証する書類を携行し、初回訪問時又は利用者若しくはその家族から求められたときは、これを提示する。

2 介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の提供を求められたときは、利用者の被保険者証により住所地、被保険者資格、要支援認定等の有無、認定区分及び要支援認定等の有効期間を確認する。

3 介護予防サービス支援計画作成依頼の届出、及び介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の契約と同意書。

まず介護予防サービスを当センターに依頼する旨の届出書を作成し、市へ提出する。

次にセンターの運営規程の概要、重要事項を記した文書を交付し説明した上で、利用申込み者又はその家族の同意を文書で得る。

4 介護予防サービス計画の作成

その作成にあたっては、適正な方法により、利用者について、その有している生活機能や健康状態、おかれている環境等を把握した上で、利用者及び家族の意欲や意向を踏まえて、利用者が現に抱えている問題点を明らかにするとともに、介護予防の効果を最大限に発揮し、利用者が自立した生活を営むことができるよう支援すべき総合的な課題を把握し、サービス提供の内容などの計画の作成を行う。

5 介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業における事業対象者及び要支援1、要支援2の予防給付対象者について、利用者及びその家族とともに介護予防サービス・支援計画書の原案を作成する。サービス担当者会議において検討の上、利用者・家族の同意を得る。これに基づいて予防給付によるサービスや第1号介護予防支援事業が提供される。サービス提供の一定期間後センターにおいてサービス事業の効果を評価することとする。

6 介護予防サービス・支援計画作成にあたっては、利用者及び家族に対し予防給付の対象サービス事業者等の情報を提供し、サービスの選択を可能にするよう支援する。

7 要支援認定等の申請が行われているか確認し、必要な場合は利用者の意思も踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行う。

8 要支援認定等の更新の申請は、要支援認定等の有効期間の満了日1月前には行われるよう必要な援助を行う。要支援認定の新規申請に対しても必要な援助を行う。

9 モニタリング

利用者及び家族、指定介護予防サービス事業者等との連絡を継続的に行い、介護予防サービス計画の実施状況を把握する。

目標に沿ってサービスが提供されるよう事業者等との連絡調整を行う。

利用者の心身の状況の変化、目標の変更の希望がある場合、又センターが変更と必要と判断した場合、合意に基づき介護予防サービス計画を変更する。

10 入居可能な施設を希望する場合には、適切な施設への紹介を行う。

11 センターは、正当な理由なく業務の提供を拒否してはならない。

(包括的、継続的ケアマネジメント支援の提供方法)

第10条 介護保険のケアマネジメントの提供に際して、個々の介護支援専門員が一人で個別に様々な機関と連携を図るだけでなく、地域包括支援ネットワークを構築する。

2 市町村で行うサービス、地域住民による自主的活動、インフォーマルなサービス等の多職種・多機関をシステムとして構築し連携する。

3 介護予防の視点に基づくケアマネジメントを新たに地域で総合的に実施、調整してい

く。

(総合相談支援の提供方法)

第11条 地域に住む高齢者の様々な相談をすべて受け止め、適切な機関、制度、サービスにつなぐ。

2 他機関へつないだ後も継続的にフォロー、モニタリングをする。

(権利擁護事業の提供方法)

第12条 誰もが住み慣れた地域で尊厳ある生活と人生を継続することができるという当たり前の願いを実現していく。

2 消費者被害等の他者からの権利侵害が疑われる場合、適切な意思決定ができない場合、介護保険のサービス利用だけでは解決できない複数の問題を内包している場合などで、自らの権利を理解し行使できるよう支援していく。

3 必要時日常生活自立支援事業、成年後見制度の利用について紹介する。

(虐待防止に関する事項)

第13条 センターは利用者の人権の擁護・虐待の防止さらには虐待を早期に発見して迅速かつ適切な対応を図るため、次の措置を講ずるものとする。

(1) 虐待の防止のための対策を検討する委員会を開催し、その結果について職員に周知徹底を図る。委員会については倉敷市が開催する権利擁護に関する会議を活用する。

(2) 虐待の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対する虐待防止等についての啓発のための定期的な研修の実施

(4) 虐待防止に関する措置を適切に実施する為の担当者の配置

2 センターは、介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の提供中に、担当職員または養護者(利用者の家族等高齢者を現に養護する者)による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを倉敷市に通報するものとする。

(利用料、その他の費用の額)

第14条 センターは申請支援、介護予防サービス・支援計画書作成費、相談、権利擁護事業については、利用者又はその家族から一切の費用負担は行わない。

(通常の事業の実施地域)

第15条 センターの通常の事業の実施地域については、倉敷市立玉島小学校区、柏島小学校区とする。

(秘密保持)

第16条 センター職員等は、正当な理由がなくその業務上知り得た利用者又はその家族等の秘密を漏らしてはならない。また、正当な理由なく秘密を漏らした場合には必要な措置を講ずる。

2 センター職員等であった者が退職後も正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。当該事項に違反した場合は、必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応、緊急時の対応)

第17条 センターは、利用者に対する支援の提供により事故が発生した場合には、速やかに市、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じるべきこととするとともに、当該事故の状況及び事故に際してとった処置について記録をする。

2 センターは利用者に対する支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行わなければならない。

3 事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じることとする。

(苦情処理)

第18条 センターは、提供した支援又は介護予防サービス支援計画書に位置づけた居宅サ

ービス等に対する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応しなければならない。

- 2 センターは、提供した支援に関し、市が行う文書等の提出、若しくは提示の求め、又は当該市職員からの質問・照会に応じ、利用者からの苦情に関して市が行う調査に協力するとともに、市から指導・助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改革を行わなければならない。

(その他運営に関する重要事項)

第19条 センターの会計は他の会計と区別しなければならない。

- 2 この規程の概念、センター職員の勤務体制、サービスの選択に必要な重要事項を見やすい場所に掲示する。
- 3 センター職員は、利用者に対し、特定の対象サービス事業者等によるサービス利用の強要又は当該事業者からその対償として金品その他の財産上の利益を收受してはならない。
- 4 センターには、相談支援対応等に関する諸記録、基本情報、介護予防サービス・支援計画書、サービス担当者会議等の記録、その他の介護予防支援又は介護保険法に基づく第1号介護予防支援事業の提供に関する記録、研修等に関する記録を整備する。

付 則

この規程は、平成18年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年4月1日から施行する。

この規程は、平成19年10月1日から施行する。

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

この規定は、平成26年4月1日から施行する。

この規定は、令和1年12月1日から施行する。

この規定は、令和5年10月1日から施行する。